

王安石の改革「新法」

王安石の改革を総称して「新法」といい、それを支持する一派を新法党と言った。以下に「王安石の新法」の主要な内容を挙げる。

青苗法：春の植え付け時期に政府が資金を農民に貸し出し、秋の収穫期に2割また3割の利子を付けて返還させる貸付制度。農民の生産力を高めるとともに政府の財源確保をねらった。

均輸法：農民の生産する物資を都に運ぶ際、輸送費・中間費用がかさんで値が上がることを防ぐため、その地で値の安いときに買い入れ、値の高いときに売る。物価の安定と流通を図ったものだが、旧来からの大商人は転売の中間利益を得られなくなるので反対した。

市易法：政府が中小商人に資金を貸し付け、物資を購入させ、値が上がったときに売り出させて利益を還元させる方式。それまで物資を独占して価格を操っていた大商人を抑え、中小商人の保護と物価の安定をねらったもの。

募役法：農民に対する労役を免除する代わりに免役金を納めさせ、それをもとに労役(差役)に従事するものを募集するもの。それまで免役の特権のあった官戸や寺院・観(道教の道場)からも助役金を徴収した。

保甲法：宋の軍事力は傭兵に依存したため、その出費が多かった。王安石は傭兵をやめ、民兵による軍事力の編成を試みた。10家を1保、50家を大保、500家を都保とし、各家から成年男子を保丁としてださせて、共同責任による治安維持にあたらせ、農閑期には軍事教練を行った。

保馬法：保丁に対し、政府が馬を貸し与え、戦時には軍馬として、平時には農耕馬として飼育させ、軍馬の不足を補おうとした策。

名二子説

軾は車の前につけられた横木で、車上で礼をするときにそこに寄りかかる。轍はわだちであり、車はその上を通る。そうすれば前に進みやすいからである。

父の蘇洵は、「名二子説」(二子に名づくる説)において、つぎのように語っている。軾は何の役に立たない飾りのようにみえるが、軾がない車は欠陥車である。なんじが礼で外面を飾らないのを心配して、軾と名づけた。どんな車も轍をたどってゆく。ところが、車の便利さを述べる際には、轍のことには言及しない。一方、車が転倒して馬が斃れても、軾には禍が及ばない。軾は功を称されないが、禍を被ることもないため、うまく身を保つことができるのである。なんじが禍を免れるであろうとおもって、軾と名づけた。